



令和3年5月26日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

～西多摩地域初！ 市内すべての未就園児等へ個別対応を～

「未就園児等全戸訪問事業」を開始します



福生市では6月から、児童虐待の予防と早期発見のため、「保育園や幼稚園などに就園していない」または「何らかの理由により学校に就学していない」市内すべての子どもたちに対し、個別に家庭を訪問して安全確認を行う事業を、新たに開始します。

確認後は、必要に応じてその家庭に合ったさまざまな支援策を、各ご家庭と一緒に考え、解決していきます。

■市内すべての子どもたちへ支援と安全確認を

福生市子ども家庭支援センターでは、これまでも、さまざまな子育て家庭の悩みごと相談に相談員が対応してきました。しかし、その中には子どもが保育園や幼稚園等に通っておらず、関係機関の支援の目が行き届かない家庭が一定数あります。

例えば、就学前の4・5歳は行政の実施する健診等もなく、保育園や幼稚園等に通わせていなければ孤独な育児に陥る可能性があります。また、外国籍人口が多いことが福生市の特徴ですが、外国籍の児童・生徒に日本での義務教育への就学義務はなく、不就学となってしまう可能性もあります。

福生市は、子育て世代の家庭に寄り添いながら、市内すべての子どもたちへ支援を届けるべく、子育て支援施策の強化として、本事業を新たに開始します。

■家庭訪問にあたっての要件

住民基本台帳に記録されている児童・生徒のうち、保育園、幼稚園、小・中学校などに未就園・不就学でかつ行政機関等がその子どもを実際に目視できていない場合に、家庭訪問等を行います。そのため、乳幼児健康診査等を受診されている等、安全確認ができていれば、未就園・不就学であっても家庭訪問の対象外となります。

■開始日と対象

【開始日】6月1日(火)～

【対象】0歳～中学3年生相当の児童・生徒

【問合せ】子ども家庭支援課子ども家庭支援センター係 ☎042-539-2555